

第28号議案

島根県統計調査条例

島根県統計調査条例（昭和25年島根県条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、「県統計調査」とは、知事その他の執行機関（以下「執行機関」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 執行機関がその内部において行うもの
- (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
- (3) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- (4) 統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において、「県指定統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、執行機関が指定したものをいう。

（県指定統計調査の実施の告示）

第3条 執行機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 調査の名称及び目的
- (2) 調査対象の範囲
- (3) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(4) 報告を求めるときに用いる方法

(5) 報告を求めるとき

(報告義務)

第4条 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、その事項の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

2 前項に規定する報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(調査区及び統計調査員)

第5条 執行機関は、県統計調査を行うために必要があるときは、調査区を設定し、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、執行機関の指揮監督を受けて、担当区域内の調査事務に従事する。

(実地調査)

第6条 執行機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定により調査を行う統計調査員その他の職員は、その身分を示す知事が別に定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(結果の公表)

第7条 執行機関は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の2次利用)

第8条 執行機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第

2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

(2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第9条 執行機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(1) 国の行政機関及び他の地方公共団体 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 執行機関と共同で調査研究を行う者又は執行機関から委託を受けて調査研究を行う者(調査票情報を適正に管理するための措置が講じられていると執行機関が認める場合に限る。) 当該調査研究に係る統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第10条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第11条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第9条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、県統計調査の実施について必要な事項は、執行機関が定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- (3) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (4) 第11条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- (5) 第11条第2項の規定に違反して、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- (6) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(調査票情報に関する経過措置)

2 改正後の島根県統計調査条例第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる県統計調査について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第2号左欄中「島根県統計調査条例(昭和25年島根県条例第24号)」を「島根県統計調査条例(平成21年島根県条例第 号)」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

- 5 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報